

認証評価

大学基準協会からの提言

に係る改善状況報告書

(2024年度)

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本学は、2021年度に大学基準協会による第3期機関別認証評価を受審し、「是正勧告」1項目、「改善課題」4項目の提言が付された。これらの提言を受け、全学的な内部質保証推進組織である自己点検・内部質保証委員会にて、今後の対応の方向性、各項目の改善を担当する関係組織を確認するとともに、毎年、同委員会が中心となって作成する自己点検・評価報告書の中でこれらの課題について取り上げ、大学として、定期的に改善状況を確認しながら、取組を進めていくこととした（資料1-1）。

各提言への改善プロセス・体制については、本学の「内部質保証のための全学的な方針及び手続」に基づき、自己点検・内部質保証委員会のもと、所管する諸活動の運営について責任を負う関係組織及び委員会が中心となり、改善に向けた方策を検討していくこととした（資料1-2【ウェブ】）。各関係組織は、自己点検・内部質保証委員会からの要請を受け、各委員会等での検討を経て、本学の取組として適切かつ大学基準に適合する改善策を講じ、自己点検・内部質保証委員会へ改善状況の報告を行った（資料1-3～1-6【ウェブ】）。

上記のプロセス・体制で取組を進め、以下のように、全ての提言での改善を図った。

- ・ 是正勧告No.1（「基準4 教育課程・学習成果」における特定課題研究審査基準）について、国際コミュニケーション研究科委員会での検討を経て、大学院学則第29条第3項を廃止することを確認し、2023年度から大学院学則を変更した（資料1-7～1-10）。
- ・ 改善課題No.1（「基準2 内部質保証」における内部質保証プロセスの実質化）について、自己点検・内部質保証委員会によるフィードバックプロセスを強化することを目的として、2023年度に実施した「学部・研究科の自己点検・評価」から、学部等の自己点検・評価結果に対し、学長（自己点検・内部質保証委員会委員長）が良い取組や改善すべき点のコメントを付し、自己点検・内部質保証委員会での確認を経てフィードバックする取組を開始した（資料1-11）。
- ・ 改善課題No.2（「基準4 教育課程・学習成果」における教育課程の編成・実施方針の公表）について、明示すべき事項の記載の徹底を図るため、2022年度に、自己点検・内部質保証委員会において全学統一して様式を見直し、これに基づき、各学部等において学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針（以下、「3つのポリシー」）の見直し・点検を実施した（資料1-12）。
- ・ 改善課題No.3（「基準4 教育課程・学習成果」における学修成果の測定）について、改善課題No.2の対応の中で、自己点検・内部質保証委員会において各学部・研究科が設定した学修成果の測定方法が適切かどうか等を確認した（資料1-13、1-14）。また、大学院委員会において学位授与方針に基づき、学修アンケートの結果を確認・評価し、修士課程・博士後期課程の課題や改善点の検討、法務研究科において教員自己評価により各授業での学位授与方針に示した能力・素養の涵養について評価・集計し、結果を法務研究科教授会で共有する等の取組を実施した（資料1-15、1-16）。
- ・ 改善課題No.4（「基準5 学生の受け入れ」における大学院の定員管理）について、大学院委員会及び各研究科委員会において検討を進め、2023年度から本学学部生の大学院授業科目履修制度の新設、2024年度から経済学研究科経済学専攻修士課程、文学研究科

日本文化専攻修士課程、文学研究科地域社会システム専攻修士課程、文学研究科欧米文化専攻修士課程、国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻修士課程の学生定員の変更、2026年度から法学研究科公法学専攻博士後期課程及び同研究科私法学専攻博士後期課程の再編統合による法学研究科法学専攻博士後期課程法学専攻の設置届出等を行った（資料1-17～1-19）。

<根拠資料>

- ・ 資料 1-1 「2022年度第1回自己点検・内部質保証委員会議事録」
- ・ 資料 1-2 「内部質保証のための全学的な方針及び手続」
<https://dl1.dl.multidevice-disc.com/dl/24756-3a949a2e9922490a3141b8e2ef9d30c2>
- ・ 資料 1-3 「愛知大学自己点検・評価報告書 2021年度」
<https://pl.ssl-dl.jp/dl/45315-2fb604f35c72558996287fdce9b3cdd8>
- ・ 資料 1-4 「愛知大学自己点検・評価報告書 2022年度」
<https://pl.ssl-dl.jp/dl/50596-f0fda08299178828b376a3c5543dd1e9>
- ・ 資料 1-5 「愛知大学自己点検・評価報告書 2023年度」
<https://pl.ssl-dl.jp/dl/57275-b68d654f50b3c817718a850dc055d772>
- ・ 資料 1-6 「愛知大学自己点検・評価報告書 2024年度」
<https://pl.ssl-dl.jp/dl/68465-7133da539dce14232aea85381bb225c6>
- ・ 資料 1-7 「認証評価における国際コミュニケーション研究科への是正勧告に対する対応について」
- ・ 資料 1-8 「2022年度第1回国際コミュニケーション研究科委員会議事録」
- ・ 資料 1-9 「2022年度第4回大学院委員会議事録」
- ・ 資料 1-10 「愛知大学大学院学則の一部変更について（規程公示 第2022-40号）」
- ・ 資料 1-11 「2023年度第10回自己点検・内部質保証委員会議事録」
- ・ 資料 1-12 「3つのポリシーの点検・見直しについて（ご依頼）」
- ・ 資料 1-13 「2022年度第11回自己点検・内部質保証委員会議事録」
- ・ 資料 1-14 「2022年度第12回自己点検・内部質保証委員会議事録」
- ・ 資料 1-15 「2023年度第1回大学院委員会議事録」
- ・ 資料 1-16 「2023年度第1回法務研究科教授会議事録」
- ・ 資料 1-17 「学部生の大学院授業科目早期履修に関する規程の制定について（規程公示 第2022-31号）」
- ・ 資料 1-18 「愛知大学大学院学則の一部変更について（規程公示 第2022-43号）」
- ・ 資料 1-19 「愛知大学大学院学則の一部変更について（規程公示 第2025-12号）」

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	国際コミュニケーション研究科修士課程では、大学院学則において特定の課題についての研究成果をもって修士論文の審査に代えることができることが規定されているにも関わらず、固有の審査基準を設けていないため、是正されたい。
	大学評価時の状況	多様な経験や国際的視野を持ち、高度で専門的な職業能力を有する人材の育成を重視する観点から、修士課程在籍学生が実践で得られた知識や経験に基づき作成した特定課題研究のうち、優れたものを修士論文の審査に代えることができる旨を大学院学則第29条第3項に定めていたが、その審査は「学位論文審査基準」に準じて行うこととしており、特定課題研究の固有の審査基準を設けていなかった。
	大学評価後の改善状況	国際コミュニケーション研究科委員会において、仮に優れた特定課題研究がなされた場合、当該学生は修士論文の作成能力も当然有しているものと考えられることから、修士論文を作成し、それを評価の対象とすべきであると判断し、大学院学則第29条第3項は廃止することを確認した（資料1-7、1-8）。この確認に基づき、同学則第29条第3項の規定について、大学院委員会（2022年7月14日開催）の審議を経て、廃止を決定した（2023年4月1日施行）（資料1-9、1-10）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	—

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言（全文）	<p>「自己点検・内部質保証委員会」のもとで、「事業計画・事業報告」「学部・研究科の自己点検・評価」「課室別目標管理」の3つの自己点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に取り組む体制を構築しているものの、点検・評価結果に基づく「自己点検・内部質保証委員会」による改善のためのフィードバックが十分には行われていないため、改善が求められる。</p>
	大学評価時の状況	<p>大学の内部質保証を推進する自己点検・内部質保証委員会が中心となり、大学全体の方針（内部質保証のための全学的な方針及び手続き）に基づき、自己点検・評価活動を実施してきた。各委員会においては、「事業計画・事業報告」に基づく事業計画の策定、中間評価、年度末の事業報告、各教授会・研究科委員会においては、「学部・研究科の自己点検・評価」、事務局においては、「課室別目標管理」に基づく目標設定、中間評価及び年度末評価について、それぞれ実施してきた。これら3つの自己点検・評価の取組の結果は、自己点検・内部質保証委員会に報告し、同委員会において、自己点検・評価サイクルが適切に循環していることを確認してきた。「学部・研究科の自己点検・評価」については、同委員会において学部・研究科の取組や事例の共有、改善課題の確認が行われ、必要に応じて改善・向上に向けた助言や指摘を行ってきた一方で、学部・研究科等において実質的に改善・向上につなげるための取組は十分に行われていなかった。また、「事業計画・事業報告」及び「課室別目標管理」については同委員会から関連組織に対する改善・向上に向けた助言や指摘を行うまでには至っていない状況であった。</p>
	大学評価後の改善状況	<p>大学評価の結果を受けて、本学では、自己点検・内部質保証委員会が中心となり、本指摘事項への対応を進めてきた。</p> <p>「学部・研究科の自己点検・評価」については、</p>

		<p>自己点検・内部質保証委員会によるフィードバックプロセスを強化することを目的として、2023 年度より、学部等の自己点検・評価結果に対し、学長（自己点検・内部質保証委員会委員長）が良い取組や改善すべき点のコメントを付し、自己点検・内部質保証委員会での確認を経てフィードバックする取組を開始した。フィードバック結果は、各単位で確認・共有するとともに、大学協議会（旧呼称：大学評議会。以下同じ）にも報告・共有し、全学的な視点からも共有することで、質の向上を図る取組を進めた（資料 2-(2)-1-1～8）。</p> <p>他方、「事業計画・事業報告」及び「課室別目標管理」については、従来どおり、取組を進めた。「事業計画・事業報告」については、中期計画「第 5 次基本構想」の下で毎年度作成し、5 か年の実行計画「アクション・プラン」の中で、各委員会及び各事務課室において事業計画に対する中間評価及び年度末評価を実施し、常務理事会（旧呼称：常任理事会。以下同じ）で確認するとともに、必要に応じて同理事会から各単位にフィードバックを行った。「課室別目標管理」については、各事務課室において中間評価及び年度末評価をそれぞれ実施し、局部長会議で確認するとともに、事務部の目標管理には事務局長が、課室の目標管理には所管する事務部長がコメントを付し、局部長会議で確認した上で各事務部・課室にフィードバックを行った。</p> <p>前述のとおり、「事業計画・事業報告」は常務理事会が、「課室別目標管理」は局部長会議が中心となって取り組んでおり、自己点検・内部質保証委員会は直接的には関わっていないが、「事業計画・事業報告」及び「課室別目標管理」の取組状況及び結果は、自己点検・内部質保証委員会にも報告され、各取組の中で自己点検・評価、改善、フィードバックと共有という自己点検・評価サイクルが適切に行われていることを確認している（資料 2-(2)-1-9～16）。</p> <p>また、これら 3 つの自己点検・評価活動については、毎年度、自己点検・内部質保証委員会が中心となって作成する自己点検・評価報告書において、当</p>
--	--	---

	<p>該年度の自己点検・評価活動に対する総括、各自己点検・評価活動に対する総評を実施した（資料 1-5、1-6【ウェブ】）。</p> <p>このように本学では、自己点検・内部質保証委員会を中心に、これらの取組を通じて内部質保証の推進を図っている。</p>
<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 2-(2)-1-1 「2023 年度 「学部・研究科の自己点検・評価」 基準毎の取り組み状況」 ・資料 2-(2)-1-2 「学部・研究科の自己点検・評価結果<様式>【2023 年度自己点検・評価用】」 ・資料 2-(2)-1-3 「2023 年度学部・研究科の自己点検・評価 自己点検・内部質保証委員会コメント(案)」 ・資料 2-(2)-1-4 「2023 年度第 12 回自己点検・内部質保証委員会議事録」 ・資料 2-(2)-1-5 「2024 年度 「学部・研究科の自己点検・評価」 基準毎の取り組み状況」 ・資料 2-(2)-1-6 「学部・研究科の自己点検・評価結果<様式>【2024 年度自己点検・評価用】」 ・資料 2-(2)-1-7 「2024 年度学部・研究科の自己点検・評価 自己点検・内部質保証委員会コメント(案)」 ・資料 2-(2)-1-8 「2024 年度第 10 回自己点検・内部質保証委員会議事録」 ・資料 2-(2)-1-9 「第 5 次基本構想 アクション・プラン及び事業計画に対する評価（2022 中間グラフ）」 ・資料 2-(2)-1-10 「第 5 次基本構想 アクション・プラン及び事業計画に対する評価（2022 中間）」 ・資料 2-(2)-1-11 「2022 年度第 10 回自己点検・内部質保証委員会議事録」 ・資料 2-(2)-1-12 「第 5 次基本構想 アクション・プラン及び事業計画に対する 2022 年度末評価（グラフ）」 ・資料 2-(2)-1-13 「第 5 次基本構想 達成度」 ・資料 2-(2)-1-14 「第 5 次基本構想 アクション・プラン及び事業計画に対する評価（2022 期末）」 ・資料 2-(2)-1-15 「2023 年度第 5 回自己点検・内部質保証委員会議事録」

		・資料 2-(2)-1-16「課室別目標管理(中間評価)(事業部)」
--	--	------------------------------------

No.	種 別	内 容
2	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言(全文)	教育課程の編成・実施方針に、経済学研究科修士課程及び文学研究科地域社会システム専攻博士後期課程では、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	<p>経済学研究科修士課程及び文学研究科地域社会システム専攻博士後期課程では、教育課程の実施に関する基本的な考え方はある一方で、教育方法や学修成果の評価等については教育課程の編成・実施方針に明示されていなかった。</p> <p>◆教育課程の実施に関する基本的な考え方</p> <p>【経済学研究科修士課程】</p> <p>経済学研究科修士課程では、「経済分析」「政策・地域」「世界経済」の3コースを設け、学生は、専修科目とした科目が属するコースを主専攻(修了要件の1/2の単位数)、もうひとつのコースを副専攻(修了要件の1/4の単位数)として履修することで体系的・系統的な研究が可能となるようにしている。また、学生の柔軟な履修を可能とするため Semester制を導入し、2単位科目を多く置いている。さらに、教育効果をより一層高めるため、学際的な総合科目(例:政治と経済特別講義)を設置し、他研究科科目の履修も一定の単位数の範囲で認めるようにしている。本研究科は、学部基礎を置き、その構成員も学部とほぼ重なっていることから、学部の教育内容との関連性にも配慮して授業科目を設定している。</p> <p>【文学研究科地域社会システム専攻博士後期課程】</p> <p>文学研究科地域社会システム専攻博士後期課程では、必修の専修科目1科目4単位及び研究演習4単位を修得する。それ以外の専修科目についても、</p>

	<p>指導教授の指導の下で取得が可能としている。なお専修科目では、地域システムに関する専門的な知識、思考・分析力について修士課程のさらなる資質向上を目指している。研究演習は課程博士論文を作成するためのものであり、高度で専門的な研究方法と研究能力のさらなる向上を目指すこととしている。</p>
<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>大学評価の結果を受け、まずは自己点検・内部質保証委員会において従来の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針（以下、「3つのポリシー」）を記載する様式の見直しを行った（資料 1-12、資料 2-(2)-2-1~4）。新しい様式では、教育課程の編成・実施方針について、教育課程の実施に関する基本的な考え方を具体的に示せるよう、「教育内容」「教育方法」「学修成果の評価」の各項目を設け、項目毎に箇条書きとする形式に改めた。新様式は、2024 年度以降入学生向けの 3 つのポリシーから適用するものとし、自己点検・内部質保証委員会から、本指摘を受けた研究科だけでなく、全ての学部・研究科に対して、新様式に基づき、教育課程の編成・実施方針の点検・見直しを要請した。各学部・研究科において、新様式に基づき、修正された 3 つのポリシーについては、自己点検・内部質保証委員会（2023 年 2 月 16 日、3 月 20 日（メール会議）開催）において、教育課程の編成・実施方針に、教育課程の実施に関する基本的な考え方が具体的に示されているか、認証評価で指摘を受けた内容が適切に明示されているか等を確認し、策定した（資料 1-13、1-14）。</p> <p>策定後は、本学公式ホームページで公開するとともに、大学案内、大学院案内等に掲載し受験生にも周知するよう努めた（資料 2-(2)-2-5【ウェブ】）。</p> <p>なお、3 つのポリシーについては、それ以降も、毎年度定期的に自己点検・内部質保証委員会から各学部・研究科に点検・見直しを要請し、最新化を図っている。</p>
<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 2-(2)-2-1 「【記載例】3 つのポリシー（2024 年度以降）」 ・資料 2-(2)-2-2 「【新様式】3 つのポリシー（2024

		<p>年度以降) _学部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 2-(2)-2-3 「【新様式】 3 つのポリシー (2024 年度以降) _研究科」 ・資料 2-(2)-2-4 「2022 年度第 8 回自己点検・内部質保証委員会議事録」 ・資料 2-(2)-2-5 「教育方針と取組み - 愛知大学」 https://www.aichi-u.ac.jp/profile/concept
--	--	--

No.	種 別	内 容
3	基準	基準 4 教育課程・学習成果
	提言 (全文)	修士課程・博士後期課程・専門職学位課程では、各研究科の学位授与方針に示した学習成果の測定が不十分なため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	<p>下記のとおり、各研究科において学生が修了要件を満たしているか確認を行ってきた一方で、学位授与方針に示した学習成果の測定という点では十分に対応できていなかった。</p> <p>【修士課程・博士後期課程】 教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針に基づいて、当該の研究科委員会で修了要件を満たしているかを確認していた。また、修士論文・博士論文の評価においては、論文審査の主査、副査が修士論文と口頭試問をもとに評価を行い、その報告書を当該の研究科委員会で回覧のうえ、修了判定を行っていた。その判定結果について、大学院委員会において改めて審議を行っていた。</p> <p>【専門職学位課程】 法務研究科教授会において毎年行われる修了・進級判定で、法務研究科の学位授与方針に示した学習成果について、学生一人一人の達成状況を法務研究科専任教員全員で確認し、問題点や課題等を検討してきた。さらに、定期的に行われる FD 協議会では、学生の学修状況を丁寧に確認するとともに、法務研究科の構成員全員で共有し、問題等が認められる学生については適宜対応策を検討した。演習科目</p>

	<p>が中心となる2年次、3年次では答案の添削を通して学生の学習状況を個別に把握してきた。</p>
<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>大学評価の結果を受け、自己点検・内部質保証委員会において、No.2の改善と関連して、①学位授与方針に、修了要件(所定の単位の修得)だけでなく、学習成果として示した能力(資質、能力及び知識)を具体的に記載する、②教育課程の編成・実施方針に、それら学修成果の測定方法を具体的に記載する、③学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合性を具体的に表現する等の観点から、3つのポリシーの様式の見直しを行った(資料1-12、資料2-(2)-2-1~4)。この新しい様式に基づき、自己点検・内部質保証委員会から、大学院委員会及び法務研究科教授会のほか、各学部も対象に加え、大学全体の方針(「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針」及び「学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)」)を踏まえて、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針について点検・見直しを要請した。</p> <p>各学部・研究科において修正された学位授与方針と教育課程の編成・実施方針については、改めて自己点検・内部質保証委員会(2023年2月16日、3月20日(メール会議)開催)において、学修成果を把握・評価する指標や方法は適切であるか等を確認し、2024年度入学生用の3つのポリシーとして策定した(資料1-13、1-14)。</p> <p>策定後は、本学公式ホームページで公開するとともに、大学案内、大学院案内等に掲載し受験生にも周知するよう努めた(資料2-(2)-2-5【ウェブ】)。</p> <p>なお、3つのポリシーについては、それ以降も、毎年度定期的に自己点検・内部質保証委員会から各学部・研究科に点検・見直しを要請し、最新化を図っている。</p> <p>また、本指摘のあった修士課程・博士後期課程では、従来から学位授与方針に基づき、学修成果アンケートの結果を大学院委員会において確認・評価し、課題抽出と教育課程の改善要否について必要に応じて検討した(資料1-15)。法務研究科では、毎</p>

		年度末の教員自己評価で、各教員が担当する授業において学位授与方針に示された能力・素養の涵養に努めたかを評価する設問項目を設け、結果を集計し、法務研究科教授会で共有するとともに、法務研究科 FD 協議会で進級率・修了率の改善等の課題について検討することにより、学修成果の測定に努めている（資料 1-16）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	—

No.	種 別	内 容
4	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科博士後期課程、経済学研究科修士課程・同後期課程、経営学研究科博士後期課程では在籍学生がおらず、経営学研究科修士課程では 0.47、文学研究科修士課程では 0.07、同博士後期課程では 0.22、国際コミュニケーション研究科修士課程では 0.23、法務研究科専門職学位課程では 0.47 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	<p>【修士課程・博士後期課程】</p> <p>大学評価における指摘のとおり、在籍学生がいない、又は収容定員に対し在籍学生数が大きく下回っている現状が続いていた。これは、以前からの課題であり、2016 年度に策定された中期計画「第 4 次基本構想」や各年度の事業計画書において、大学院全体の改革・再編、入学定員の見直し、入学者増等を課題として取り上げ、対策を検討してきた一方で、改善に至っていない状況であった。この対応として、教学担当副学長を委員長、大学院長を副委員長とした「大学院再編等検討委員会」を立ち上げ、大学院の課題に対する施策について検討を行い、同委員会から示された「大学院で取り組む具体的な施策について（答申）」（以下、「答申」）を踏まえて、大学全体として諸課題の対策に取り組む段階であった。</p>

	<p>【専門職学位課程】</p> <p>収容定員に対する在籍学生比率について、2020年度は0.47、過年度も0.50台と低い状況が続いていた。入学者確保のための施策として、法学部における法科大学院連携コースの導入、法科大学院修了者特別入学試験の導入、東京での受験会場の増設等、改善・向上に向けた取組を行っている段階であった。また、法科大学院は、法曹養成を最大の目的としており、入学者の量的担保より質的担保の要請の方が圧倒的に高くなっている。このため、定員数を超える入学試験受験者数はあっても、厳格な選抜を実施していたため、定員未充足の事態が生じていた。</p>																		
<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>【修士課程・博士後期課程】</p> <p>大学院再編等検討委員会から示された答申に基づき、大学院学則第7条に規定する経済学研究科、文学研究科日本文化専攻、同地域社会システム専攻、同欧米文化専攻、国際コミュニケーション研究科それぞれの修士課程の定員を減員することとし、大学院委員会（2022年9月22日開催）の審議を経て、学則の改正を行った（2024年4月1日施行）（資料2-(2)-4-1、資料2-(2)-4-2、資料1-18）。2024年度入試より、減員後の定員により学生募集を行っている。</p> <p>また、法学研究科委員会（2023年11月16日開催）において、法学研究科公法学専攻及び私法学専攻について2026年度から法学専攻（入学定員5名、収容定員15名）に改編することを決定し、大学院委員会（2024年3月15日開催）の審議を経て、2026年度より、学生定員を変更することとした（2025年5月事前相談書類を文部科学省に提出）（資料2-(2)-4-3、資料2-(2)-4-4、資料1-19）。</p> <table border="1" data-bbox="743 1800 1366 2051"> <thead> <tr> <th>研究科名</th> <th>専攻名</th> <th>入学定員 (変更前)</th> <th>入学定員 (変更後)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">法学研究科</td> <td>公法学専攻 (博士後期課程)</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>2026年度より学生募集停止予定</td> </tr> <tr> <td>私法学専攻 (博士後期課程)</td> <td>5</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法学専攻</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>2026年4月</td> </tr> </tbody> </table>	研究科名	専攻名	入学定員 (変更前)	入学定員 (変更後)	備考	法学研究科	公法学専攻 (博士後期課程)	3	—	2026年度より学生募集停止予定	私法学専攻 (博士後期課程)	5	—		法学専攻	—	5	2026年4月
研究科名	専攻名	入学定員 (変更前)	入学定員 (変更後)	備考															
法学研究科	公法学専攻 (博士後期課程)	3	—	2026年度より学生募集停止予定															
	私法学専攻 (博士後期課程)	5	—																
	法学専攻	—	5	2026年4月															

	(博士後期課程)			設置予定
経済学研究科	経済学専攻 (修士課程)	15	5	2024年度より入学定員を変更
文学研究科	日本文化専攻 (修士課程)	10	5	
	地域社会システム専攻 (修士課程)	10	5	
	欧米文化専攻 (修士課程)	10	5	
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻 (修士課程)	15	5	

このほか、大学院進学相談会の実施等、精力的に継続して学生募集活動を展開した（資料 2-(2)-4-5～7）。

これらの結果、収容定員に対する在籍学生数比率については、2020年度当時から 2025年5月現在で、経営学研究科修士課程は 0.47 から 0.57 に改善された。学生定員を見直した文学研究科修士課程は 0.07 から 0.10 に改善された。

また、2020年度時点で在籍学生がいなかった研究科のうち、法学研究科博士後期課程は 2025年5月時点で 0.07 に、経営学研究科博士後期課程は 0.13 に改善された（資料 2-(2)-4-8）。

このほかにも、学生募集を強化するための施策として、2023年度から学部生の大学院授業科目早期履修制度を新設した（資料 1-9、資料 1-17、資料 2-(2)-4-9～11）。現在は、経営学研究科及び中国研究科修士課程の授業科目を対象に導入し、今後、実施効果等について検証していく予定である。

【専門職学位課程】

法務研究科では、法学未修者の受け入れに重点を置き、社会人にも門戸を開いた募集活動を継続して実施してきた（資料 2-(2)-4-12）。収容定員に対する在籍学生数比率は、2020年度当時から 2025年5月現在で、0.47 から 0.75 に改善された（資料 2-(2)-4-8）。

また、2021年度から、本学法学部に「法科大学院連携コース」（法科大学院と連携して、法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程）を設置し、学生向けに専攻に係る説明会を実施した（資料 2-(2)-4-13）。2025年度は、同コースから法務研究科法務専攻に 2名の学生が入学した。今後は、本学法学部との連携を一層強化

		し、同コース生の確保に努めていく。
	「大学評価後の改善状況」の 根拠資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 2-(2)-4-1 「大学院で取組む具体的な施策について（答申）」 ・資料 2-(2)-4-2 「2022 年度第 5 回大学院委員会議事録」 ・資料 2-(2)-4-3 「2023 年度第 5 回法学研究科委員会議事録」 ・資料 2-(2)-4-4 「2023 年度第 11 回大学院委員会議事録」 ・資料 2-(2)-4-5 「2024 進学相談会ポスター（春_校舎別）」 ・資料 2-(2)-4-6 「2024 進学相談会ポスター（秋_校舎別）」 ・資料 2-(2)-4-7 「2023 年度外国人留学生進学相談会一覧」 ・資料 2-(2)-4-8 「大学基礎データ（表 2）」 ・資料 2-(2)-4-9 「大学院経営学研究科の授業科目の早期履修について（案）」 ・資料 2-(2)-4-10 「大学院中国研究科の授業科目の早期履修について（案）」 ・資料 2-(2)-4-11 「愛知大学大学院学則の一部変更について（規程公示 第 2022-30 号）」 ・資料 2-(2)-4-12 「一日法科大学院生（2024 年度案内）」 ・資料 2-(2)-4-13_法科大学院連携コースについて（2024 年度説明資料）

(3) 努力課題（是正勧告、改善課題とされなかった課題） ※大学基準協会に報告を要しないもの
（自主的な課題設定）

No.	種 別	内 容	
1	基準	基準1 理念・目的	
	努力課題	建学の精神・目的が歴史的展開のなかで設定されるとともに、それを踏まえ、学部及び研究科の専門性に関連づけられた目的が概ね適切に設定されているといえる。ただし、一部の研究科の教育研究上の目的は、建学の精神及び全学的な目的との整合性が読み取りにくいいため、今後の工夫が望まれる。	
	大学評価 後の改善 状況	今後の改善の方向性等	各研究科委員会、大学院委員会において、大学院学則第6条の教育研究上の目的を確認し、建学の精神及び全学的な目的との整合性がとれるように見直しを行う。
		2022年度末時点	大学院将来構想委員会及び大学院委員会において、建学の精神及び全学的な目的と、研究科の教育研究上の目的との整合性が読み取りにくいとされた研究科を確認した。対象とした研究科では、学位論文審査基準の検討を行うこととした。
		2023年度末時点	経済学及び経営学研究科の教育研究上の目的について、建学の精神及び全学的な目的との整合性がとれるよう、関係会議の議を経て、大学院学則の変更を行った。 (5/25 経営学研究科委員会、7/13 大学院委員会、7/20 経済学研究科委員会、9/21 大学院委員会、1/22 常任理事会、1/30 学内理事会、大学評議会) 以上の取組により、提言事項に対する対応は完了とするが、今後も建学の精神及び全学的な目的と教育研究上の目的の整合性がとれているか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行っていく。
2024年度末時点		—	

No.	種 別	内 容	
2	基準	基準2 内部質保証	
	努力課題	「IR 小委員会」の所管業務の充実と、学内に対する提言を可能とする機能強化が望まれる。	
	大学評価 後の改善 状況	今後の改善の方向性等	IR 小委員会を見直し、IR 機能を有する全学横断的な新たな組織の設置及び「統合 IR データベース」導入について、これらの内容に関する検討チームを立ち上げ、検討を行う。
		2022 年度末時点	具体的に新たな組織の設置やデータベース導入を検討するチームの立ち上げには至らなかったが、担当者を中心に各種セミナーや研修会に参加し知見を広めるとともに、学内においてシステム業者によるデモや研修会を実施するなどして、本学における適切な IR 活動の姿を検討するべく情報収集に努めた。引き続き、IR 機能を有する全学横断的な新たな組織の設置及び「統合 IR データベース」導入をめざす。
		2023 年度末時点	執行部が変更となり、政策のあり方を改めて検討する中で IR についても取り上げているが、本学の IR のあり方を十分に検討し、まとめられなかった。IR 小委員会のあり方に関する検討経過（2016 年度）を踏まえつつ、新たな執行部体制の下で IR に関する方針を再検討するとともに、IR 機能を有する全学横断的な新たな組織の設置に向けて、次年度中に、IR 小委員会の見直しを含めた意思決定ができるよう、取り組みを進める。
2024 年度末時点		自己点検・内部質保証委員会による IR 機能を有する組織の見直しに向けた取組とは別に、本学学生の入学から卒業までに関わる主要な委員会の委員長により構成されるキャリア形成検討会議から、常任理事会に対し、本学における IR に関する各種施策の提案が行われた。同提案を受けて、今後、常任理事会において具体的検討を進めていくこととなった。この取組の中で、現行の「IR 小委員会」の位置づけの見直し、新組織への機能引継ぎ等について、検討を進めていく。 自己点検・内部質保証委員会としても、常任理事会	

			(現：常務理事会)と連携しながら本課題への取組を継続して行っていく。
--	--	--	------------------------------------

No.	種 別	内 容
3	基準	基準2 内部質保証
	努力課題	「学修成果アンケート」は「自己点検・内部質保証委員会」が所管し、「授業評価アンケート」は「学習・教育支援センター委員会」が所管するなど分化しているうえ、また調査結果の報告ルートも異なっているため、今後の「IR小委員会」を軸とする調査体系の一元化が期待される。
	大学評価後の改善状況	今後の改善の方向性等 各種調査結果の報告ルートを含め、調査体系の一元化のあり方を検討する。 なお、調査体系の一元化のあり方を検討する中で、各種調査結果を取り纏める組織の必要性が出てきた場合は、IR機能を有する全学横断的な新たな組織での対応可否を含めて検討する。
		2022年度末時点 各種調査の性質や目的が異なるため、現在の「IR小委員会」を軸とした調査体系の一元化は、本学にとって適切な方法とはなり得ないと考えられる。一方、各種調査結果の報告ルートは一元化の対象になり得ると考えられることから、本学内の組織毎の役割・権限を踏まえ、調査結果の一元的な把握を行うよう検討を進めることとした。
		2023年度末時点 2022年度末時点の改善状況で記した通り、各種調査の性質や目的が異なるため、現在の「IR小委員会」を軸とした調査体系の一元化は、本学にとって適切な方法とはなり得ないとする。 一方、今後の対応の方向性として示した、調査結果の一元的な把握については、具体的取り組みには至らなかった。まずは、学内で実施している各種アンケート等について情報収集を行い、その実施しているアンケート等をリスト化し、それらアンケート結果等が実施主体にて集約でき次第、自己点検・内部質保証委員会で確認するなど、各種アンケート結果の一元的な把握と共有・活用に向けて、取り組みを進める。
	2024年度末時点 2023年度末時点の改善状況で記した、学内で実施している各種アンケート等の情報収集等については、具体的取り組みに至らなかった。	

		<p>一方、学内で実施しているアンケートのうち、学習・教育支援センター委員会が実施する「授業評価アンケート」、キャリア支援センターが実施する「卒業生アンケート」、自己点検・内部質保証委員会が実施する「学修成果アンケート」といった、学内の主要なアンケートの結果については、これまでも継続的に自己点検・内部質保証委員会に報告され、同委員会により内容を確認してきた。</p> <p>引き続き、この取組を継続していくとともに、これらのアンケート以外にも、学内にどのようなアンケートがあり、どのようなアンケート結果が同委員会に報告されることが望ましいか等の観点から検討を進め、必要に応じ、同委員会に報告される学内アンケートの見直しを行っていく。</p>
--	--	---

No.	種 別	内 容				
4	基準	基準4 教育課程・学習成果				
	努力課題	授与する学位ごとに、概ね適切に学位授与方針を定め公表しているといえるものの、文学部人文社会科学社会学コース、国際コミュニケーション学部国際教養学科、現代中国学部現代中国学科の学位授与方針について、学習成果として示した能力を具体的に記載するよう、一層の検討が望まれる。				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 651 496 981">大学評価後の改善状況</td> <td data-bbox="496 651 730 981">今後の改善の方向性等</td> <td data-bbox="730 651 1396 981">自己点検・内部質保証委員会が中心となり、対象の学部に対して、「実地調査における質問事項及び提出資料等」において、学習成果として大学基準協会に示した能力を具体的に学位授与方針に盛り込むよう要請する。修正された教育課程の編成・実施方針については、基本的な考え方が具体的に示されているか、自己点検・内部質保証委員会で確認する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="339 981 730 2024">2022年度末時点</td> <td data-bbox="730 981 1396 2024"> <p>認証評価での指摘内容を踏まえ、自己点検・内部質保証委員会にて学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針のフォーマットについて見直しを行った。</p> <p>学位授与方針については、学習成果として示した能力を具体的に記載するよう、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）ごとに箇条書きとする形式に改める等の見直しを行った。その上で、本指摘の対象となる学部・学科はもちろんのこと、他の学部・学科及び研究科においても見直す必要があるとの考えから、自己点検・内部質保証委員会より、全ての学部・研究科に対して、変更後のフォーマットに基づき、学位授与方針の点検・見直しを要請した。</p> <p>各学部・研究科において修正された学位授与方針については、認証評価での指摘内容が適切に明示されているかどうか、自己点検・内部質保証委員会において確認を行い、2024年度以降入学生用として策定した。</p> <p>策定後は、本学公式ホームページで公開すると共に、2024年度大学案内や入試ガイド等に掲載し受験生にも周知するよう努めた。</p> </td> </tr> </table>	大学評価後の改善状況	今後の改善の方向性等	自己点検・内部質保証委員会が中心となり、対象の学部に対して、「実地調査における質問事項及び提出資料等」において、学習成果として大学基準協会に示した能力を具体的に学位授与方針に盛り込むよう要請する。修正された教育課程の編成・実施方針については、基本的な考え方が具体的に示されているか、自己点検・内部質保証委員会で確認する。	2022年度末時点	
大学評価後の改善状況	今後の改善の方向性等	自己点検・内部質保証委員会が中心となり、対象の学部に対して、「実地調査における質問事項及び提出資料等」において、学習成果として大学基準協会に示した能力を具体的に学位授与方針に盛り込むよう要請する。修正された教育課程の編成・実施方針については、基本的な考え方が具体的に示されているか、自己点検・内部質保証委員会で確認する。				
2022年度末時点		<p>認証評価での指摘内容を踏まえ、自己点検・内部質保証委員会にて学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針のフォーマットについて見直しを行った。</p> <p>学位授与方針については、学習成果として示した能力を具体的に記載するよう、学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」）ごとに箇条書きとする形式に改める等の見直しを行った。その上で、本指摘の対象となる学部・学科はもちろんのこと、他の学部・学科及び研究科においても見直す必要があるとの考えから、自己点検・内部質保証委員会より、全ての学部・研究科に対して、変更後のフォーマットに基づき、学位授与方針の点検・見直しを要請した。</p> <p>各学部・研究科において修正された学位授与方針については、認証評価での指摘内容が適切に明示されているかどうか、自己点検・内部質保証委員会において確認を行い、2024年度以降入学生用として策定した。</p> <p>策定後は、本学公式ホームページで公開すると共に、2024年度大学案内や入試ガイド等に掲載し受験生にも周知するよう努めた。</p>				

			以上の取組により、提言事項に対する対応は完了とするが、今後も学位授与方針について、学習成果として示した能力が具体的に明示されているか、等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行っていく。
		2023年度末時点	—
		2024年度末時点	—

No.	種 別	内 容
5	基準	基準4 教育課程・学習成果
	努力課題	経済学部経済学科、国際コミュニケーション学部英語学科、同国際教養学科、経営学部会計ファイナンス学科では、公表されている教育課程の編成・実施方針からは学位授与方針との整合性が具体的に表現されておらず、読み取りにくいいため、今後の工夫が望まれる。
	大学評価後の改善状況	<p>今後の改善の方向性等</p> <p>自己点検・内部質保証委員会が中心となり、対象の学部に対して、「実地調査における質問事項及び提出資料等」において指摘された部分について、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の整合性を具体的に表現するよう要請する。新たな教育課程の編成・実施方針や学位授与方針については、整合性が具体的に表現されているか、自己点検・内部質保証委員会で確認する。</p> <p>2022年度末時点</p> <p>認証評価での指摘内容を踏まえ、自己点検・内部質保証委員会にて学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針のフォーマットについて見直しを行った。</p> <p>教育課程の編成・実施方針については、学位授与方針との整合性が具体的に表現されるよう、フォーマットの構成を工夫したこと、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示せるよう、新たに「教育内容」「教育方法」「学修成果の評価」の項目を設け、項目ごとに簡条書きとする形式に改める等の見直しを行った。その上で、本指摘の対象となる学部・学科はもちろんのこと、他の学部・学科及び研究科においても見直す必要があるとの考えから、自己点検・内部質保証委員会より、全ての学部・研究科に対して、変更後のフォーマットに基づき、教育課程の編成・実施方針の点検・見直しを要請した。</p> <p>各学部・研究科において修正された教育課程の編成・実施方針については、認証評価での指摘内容が適切に明示されているかどうか、自己点検・内部質保証委員会において確認を行い、2024年度以降入学生用として策定した。</p>

		<p>策定後は、本学公式ホームページで公開すると共に、2024 年度大学案内や入試ガイド等に掲載し受験生にも周知するよう努めた。</p> <p>以上の取組により、提言事項に対する対応は完了とするが、今後も教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との整合性が具体的に表現されているか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行っている。</p>
	2023 年度末時点	—
	2024 年度末時点	—

No.	種 別	内 容	
6	基準	基準4 教育課程・学習成果	
	努力課題	単位の実質化を図る措置を概ね適切に講じているといえるものの、卒業要件単位数に含まれる科目を除き、資格取得に係る科目の単位数は上限に含めておらず、一部の学部では1、2年次に上限を超えて履修登録する学生が増加傾向にある。資格取得を望む学生が増加傾向にあることが要因と大学は考察しており、今後は、より一層分析し必要に応じて対策を講じるとしているため、引き続き検討することが望まれる。	
	大学評価 後の改善 状況	今後の改善の方向性等	教職課程科目における必修科目のうち卒業要件外科目について、配当年次を分析し、1、2年次生がなぜ上限を超えて履修登録する傾向になるのか分析する。
		2022年度末時点	文学部歴史地理学科における中学社会を例にとると、必修かつ卒業要件外の科目について、配当年次及び単位数は以下のとおりである。 1年次 9科目 16単位 2年次 8科目 16単位 3年次 1科目 2単位 4年次 2科目 7単位 1、2年次配当科目が85%を占めている。一方で文学部歴史地理学科における卒業要件単位についても1、2年次生は履修上限である年間44単位を履修する傾向にある。これらのことから1、2年次に履修上限単位を超えて履修登録する学生が多いと思われる。 今後の改善方法として、入学時に教職課程を志望する学生を対象としたオリエンテーションにおいて、偏った履修登録をするのではなく、できるだけ分散させ、計画的に履修登録を行うよう指導に努めたい。
2023年度末時点	2023年度文学部入学生のうち、教職課程を申し込んだ学生の履修状況を確認したところ、卒業要件科目とは別に資格取得のために2乃至3科目多く履修したことが判明した。また成績について調べてみ		

			<p>たところ、多くの科目を履修した学生の成績が上回ったことが判明した。</p> <p>この結果から、やる気のある学生が多くの科目を履修し、勉強熱心だったのではないかと推測される。とは言え、過度な負担が続くような学習方法では肉体的にも精神的にもつらくなってしまいうので、できるだけ避けるべきではある。</p> <p>2023 年度においては、2022 年度末時点の改善状況で記した通り、入学時に教職課程を志望する学生を対象としたオリエンテーションにおいて、偏った履修登録をするのではなく、できるだけ分散させ、計画的に履修登録を行うよう指導を行った。2024 年度においても引き続き指導に努めていく。</p>
	2024 年度末時点		<p>2024 年度文学部入学生のうち、教職課程を申し込んだ学生の履修状況を確認したところ、卒業要件科目とは別に資格取得のために 2 乃至 3 科目多く履修したことが判明した。また成績について調べてみたところ、2024 年度文学部入学生全員の平均 GPA が 2.48 であったのに対し、50 単位以上履修していた学生の平均 GPA は 2.68 であったことから、多くの科目を履修した学生の成績が上回ったことが判明した。やる気のある学生が多くの科目を履修し、勉強熱心だったのではないかと推測される。とは言え、過度な負担が続くような学習方法では肉体的にも精神的にもつらくなってしまいうので、できるだけ避けるべきではある。</p> <p>2024 年度においても、2022 年度末時点の改善状況で記した通り、入学時に教職課程を志望する学生を対象としたオリエンテーションにおいて、偏った履修登録をするのではなく、できるだけ分散させ、計画的に履修登録を行うよう指導を行った。</p> <p>2025 年度以降も、引き続き指導に努めていくとともに、今後は、定期的に学生の履修登録単位数を点検し、履修登録単位数が過剰に多い学生に対しては、個別面談により履修指導を行う等の取組の検討も進め、単位の実質化を図っていく。</p>

No.	種 別	内 容	
7	基準	基準4 教育課程・学習成果	
	努力課題	複数の研究科における学位論文審査基準は、審査を行う観点を示したものであり、具体的な基準を示しているとはいいがたいため、改善が望まれる。	
	大学評価 後の改善 状況	今後の改善の方向性等	各研究科委員会、大学院委員会において、学位論文審査基準を確認し、具体的な基準を設けるよう取組む。
		2022年度末時点	大学院将来構想委員会及び大学院委員会において、学位論文審査基準の改善について、審議を行い、具体的な基準を示すための共通の観点を設けることとした。共通の観点は、各研究科委員会の審議を経て、改めて大学院委員会で整理することとし、その上で、各研究科において具体的な基準を整備する予定である。
		2023年度末時点	大学院委員会及び各研究科委員会において、学位論文審査基準の共通の観点を設けたうえで、それにそった形で具体的な基準を策定した。 (5/18 大学院委員会、6/15 大学院委員会、7/6 法学研究科委員会、中国研究科委員会、国際コミュニケーション研究科委員会、8/30 文学研究科委員会、9/1 経営学研究科委員会、9/5 経済学研究科委員会、9/7 国際コミュニケーション研究科委員会、9/21 大学院委員会) 以上の取組により、提言事項に対する対応を完了した。
2024年度末時点	—		

No.	種 別	内 容	
8	基準	基準4 教育課程・学習成果	
	努力課題	文学部人文社会学科ではコースによって授与する学位が異なっており、心理学科も学位が異なっているにも関わらず、「学修成果アンケート」の学部・学科別設問では「文学部」としての項目のみが挙がっている。学位は異なっても求められる能力には共通する部分が多いことから、学部全体で統一することとしているものの、コースによって求められる能力も多少は異なると考えられるため、更なる工夫が望まれる。	
	大学評価 後の改善 状況	今後の改善の方向性等	社会学の学位を授与する人文社会学科社会学コース、心理学の学位を授与する心理学科の学生を対象とした学修成果アンケートの質問項目について検討を加え、質問項目の入れ替えや追加などを行う。
		2022年度末時点	学修成果アンケートの質問項目（専門教育科目の修得状況を確認する項目）について検討を加え、人文社会学科社会学コースについては独自に6つの質問項目を設定し、心理学科については従来の5項目に心理学科独自の1項目を追加した。 以上の取組により、提言事項に対する対応を完了した。
		2023年度末時点	—
2024年度末時点		—	

No.	種 別	内 容	
9	基準	基準4 教育課程・学習成果	
	努力課題	専門職学位課程においては、全学内部質保証推進組織との直接の関係はなく、カリキュラムの適切性の担保という観点から、同組織による法務研究科に対してのチェック機能が働いていないため、今後、改善に向けた検討が望まれる。	
	大学評価後の改善状況	今後の改善の方向性等	法務研究科長を自己点検・内部質保証委員会の委員として加え、同委員会による助言や指摘を反映し易いプロセスの構築を目指す。これにより、カリキュラムの適切性の担保という観点からの同委員会のチェック機能を強化する。
		2022年度末時点	自己点検・内部質保証委員会規程を改正し、2022年4月14日より法務研究科長を同委員会の委員として加え、同委員会と法務研究科との連携体制を強化した。 以上の取組により、提言事項に対する対応を完了した。
		2023年度末時点	—
2024年度末時点		—	

No.	種 別	内 容
10	基準	基準5 学生の受け入れ
	努力課題	国際コミュニケーション学部英語学科、地域政策学部、国際コミュニケーション研究科修士課程及び経営学研究科博士後期課程では、学生の受け入れ方針に、学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力を示しているとはいえないため改善が望まれる。
	大学評価後の改善状況	<p data-bbox="504 600 730 936">今後の改善の方向性等</p> <p data-bbox="504 936 730 2022">2022年度末時点</p> <p data-bbox="738 600 1388 936">自己点検・内部質保証委員会が中心となり、対象の学部に対して、学生の受け入れ方針に、学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力を示すよう要請する。修正された学生の受け入れ方針については、学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力が示されているか、自己点検・内部質保証委員会で確認する。</p> <p data-bbox="738 936 1388 2022"> 認証評価での指摘内容を踏まえ、自己点検・内部質保証委員会にて学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針のフォーマットについて見直しを行った。 入学者受入方針については、学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力を示せるよう、新たに「求める学生像」「入学前までに修得すべき能力」「選抜方法」の項目を設け、項目ごとに箇条書きとする形式に改める等の見直しを行った。 その上で、本指摘の対象となる学部・学科及び研究科はもちろんのこと、他の学部・学科及び研究科においても見直す必要があるとの考えから、自己点検・内部質保証委員会より、全ての学部・研究科に対して、変更後のフォーマットに基づき、入学者受入方針の点検・見直しを要請した。 各学部・研究科において修正された入学者受入方針については、認証評価での指摘内容が適切に明示されているかどうか、自己点検・内部質保証委員会において確認を行い、2024年度以降入学生用として策定した。 策定後は、本学公式ホームページで公開すると共に、2024年度大学案内や入試ガイド等に掲載し受験生にも周知するよう努めた。 </p>

			以上の取組により、提言事項に対する対応は完了とするが、今後も学生の受け入れ方針に学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力が明示されているか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行っていく。
		2023年度末時点	—
		2024年度末時点	—

No.	種 別	内 容	
11	基準	基準5 学生の受け入れ	
	努力課題	2018（平成30）年度に開設した文学部心理学科は、過去3年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が低くなっている。学科・コースを入学後に決定し2年次進級時に心理学科に所属する転入者を考慮したことが要因としているものの、今後の改善が望まれる。	
	大学評価 後の改善 状況	今後の改善の方向性等	文学部心理学科の入学定員に対する入学者数比率の平均が低くなっているが、主な原因は2年次進級時の転入者を考慮したことである。ただし、今後は入試種別ごとに合格者の定着率を上げ、定員の充足率を満たすよう努める。
		2022年度末時点	2023年度入試においては、心理学科の入学者は定員の95%で、心理学科開設以来の平均も92%となっており、入学者数比率が低い状況ではなくなっている。
		2023年度末時点	ここ数年に渡る心理学科の課題を認識した上で適切に合格判定を実施できたため、2024年度入試においては、心理学科の入学者は定員の102%で、過去3年間の平均も98%となっており、入学者数比率が低い状況ではなくなっている。
2024年度末時点		2025年度入試においては、心理学科の入学者は定員の72%で、昨年と比較し低い数字となった。過去3年間の平均は90%であるが、2年次進級時の転入者数を調整し、定員数からの乖離がないように努めていく。また、入試における合格者の定着率を上げ、定員の充足率を満たすように努めていく。	

No.	種 別	内 容				
12	基準	基準6 教員・教員組織				
	努力課題	学士課程における学部ごと、修士課程・博士後期課程・専門職学位課程における研究科ごとに教員組織の編制方針が明示されていないことから、一層の検討が望まれる。				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="339 555 496 981">大学評価後の改善状況</td> <td data-bbox="496 555 730 981">今後の改善の方向性等</td> <td data-bbox="730 555 1396 981"> <p>自己点検・内部質保証委員会が中心となり、各学部・研究科に対して、それぞれの教員組織の編制方針を作成するよう要請する。それぞれの教員組織の編制方針には、分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等、を明示することとする。</p> <p>各学部・研究科が作成した教員組織の編制方針については、上記の内容が適切に明示されているか、自己点検・内部質保証委員会で確認する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 981 496 2022"></td> <td data-bbox="496 981 730 2022">2022年度末時点</td> <td data-bbox="730 981 1396 2022"> <p>学士課程における学部ごと、修士課程・博士後期課程・専門職学位課程における研究科ごとに教員組織の編制方針が明示されるよう、自己点検・内部質保証委員会にて、各学部・研究科において教員組織の編制方針を作成する際の雛形となる共通様式を作成した。共通様式は、分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等が具体的に表現されるものとした。その上で、自己点検・内部質保証委員会より、共通様式に基づき、各学部・研究科に対して、それぞれの教員組織の編制方針を作成するよう要請した。</p> <p>各学部・研究科では、自己点検・内部質保証委員会の要請を踏まえ、具体的に教員組織の編制方針を作成した。特に、法務研究科では、次の①ないし③の取組みを念頭に、教員組織の編制方針を作成した。</p> <p>①教員採用人事にあたっては、法務研究科内規に基づき優れた資質及び人格を有することを大前提としつつ、年齢構成・ジェンダーバランスに配慮した人員配置となるよう心がけている。②FD 協議会をほぼ毎月開催し、教員の指導能力の形成及び向上に注力している。③近い将来相次いで生じうる法務研究科専任教員の定年退職に伴う交替に備え、後任教</p> </td> </tr> </table>	大学評価後の改善状況	今後の改善の方向性等	<p>自己点検・内部質保証委員会が中心となり、各学部・研究科に対して、それぞれの教員組織の編制方針を作成するよう要請する。それぞれの教員組織の編制方針には、分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等、を明示することとする。</p> <p>各学部・研究科が作成した教員組織の編制方針については、上記の内容が適切に明示されているか、自己点検・内部質保証委員会で確認する。</p>		2022年度末時点
大学評価後の改善状況	今後の改善の方向性等	<p>自己点検・内部質保証委員会が中心となり、各学部・研究科に対して、それぞれの教員組織の編制方針を作成するよう要請する。それぞれの教員組織の編制方針には、分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等、を明示することとする。</p> <p>各学部・研究科が作成した教員組織の編制方針については、上記の内容が適切に明示されているか、自己点検・内部質保証委員会で確認する。</p>				
	2022年度末時点	<p>学士課程における学部ごと、修士課程・博士後期課程・専門職学位課程における研究科ごとに教員組織の編制方針が明示されるよう、自己点検・内部質保証委員会にて、各学部・研究科において教員組織の編制方針を作成する際の雛形となる共通様式を作成した。共通様式は、分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等が具体的に表現されるものとした。その上で、自己点検・内部質保証委員会より、共通様式に基づき、各学部・研究科に対して、それぞれの教員組織の編制方針を作成するよう要請した。</p> <p>各学部・研究科では、自己点検・内部質保証委員会の要請を踏まえ、具体的に教員組織の編制方針を作成した。特に、法務研究科では、次の①ないし③の取組みを念頭に、教員組織の編制方針を作成した。</p> <p>①教員採用人事にあたっては、法務研究科内規に基づき優れた資質及び人格を有することを大前提としつつ、年齢構成・ジェンダーバランスに配慮した人員配置となるよう心がけている。②FD 協議会をほぼ毎月開催し、教員の指導能力の形成及び向上に注力している。③近い将来相次いで生じうる法務研究科専任教員の定年退職に伴う交替に備え、後任教</p>				

		<p>員の専門分野での知見を最大限活かした教育を弾力的に実現できるよう特論科目の新設等が検討されている。また、短期大学部においても、他学部とも連携し、教員組織の編制方針を作成した。</p> <p>各学部・研究科が作成した教員組織の編制方針については、分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等が具体的に表現されているどうか、自己点検・内部質保証委員会において確認を行い、策定した。策定後は、本学公式ホームページで公開を行った。</p> <p>以上の取組により、提言事項に対する対応は完了とするが、今後も教員組織の編制方針について、必要な内容が適切に明示されているか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行っていく。</p>
	2023年度末時点	—
	2024年度末時点	—

No.	種 別	内 容	
13	基準	基準6 教員・教員組織	
	努力課題	2年にわたり複数の研究科で教員が不足する事態になっていたことに加え、特に、法学研究科において研究指導補助教員が不足した要因は定年退職であり、不足が生じることを予め認識することが可能と考えられるため、今後、同様の事態が生じることを早急に対策を検討することが望まれる。	
	大学評価 後の改善 状況	今後の改善の方向性等	各研究科委員会、大学院委員会（大学院将来構想委員会）において、①現時点の各研究科の教員数、②定年退職予定者、③各研究科の教員資格審査状況を把握し、教員数が不足とならないように確認する。
		2022年度末時点	2022年度は、大学院将来構想委員会において、3回（7/14、11/17、3/16）にわたって、各研究科の教員数の現状と推移、今後の対応について確認し、教員数不足が生じることがないように対応した。
		2023年度末時点	2023年度は大学院将来構想委員会（7/13）において、各研究科の教員数の現状と推移、今後の対応について確認し、教員数不足が生じることがないように対応した。 なお、2024年度以降は大学院委員会において、年度初めに教員数を確認することとした。（2/20 大学院委員会）
2024年度末時点		2024年度第1回大学院委員会（4/18）において、教員数の現状と推移を確認するとともに、常任理事会（4/25、6/3）及び学内理事会（6/6）へ報告した。次年度も引き続き、大学院委員会で教員数の現状と推移を確認することにより、大学院教員数の管理に努めていく。	

No.	種 別	内 容	
14	基準	基準6 教員・教員組織	
	努力課題	教員組織の適切性について点検・評価がなされているものの、大学院において研究指導補助教員数の不足があったことに鑑み、今後は、常任理事会で適切性の点検・評価について検討することとしているため、着実に実施し再発防止策を講じることが望まれる。	
	大学評価 後の改善 状況	今後の改善の方向性等	常任理事会が中心となり、大学院設置基準上必要となる教員数の継続した確保のための対応について検討を行う。
		2022年度末時点	2021年度に引き続いて、2022年6月に常任理事会及び学内理事会において大学基準協会・大学基礎データの様式に準拠して、大学院設置基準上必要となる教員数が確保されているか、確認を行った。あわせて、向こう5年間の研究科別教員数の推移（見込み）を資料としてまとめ確認することにより、将来的に教員数不足となる恐れがある研究科を未然に把握することに努め、今後も毎年度点検することとした。 また、常任理事会において、大学院設置基準上必要となる教員数の継続した確保への対応案をまとめ、大学院委員会に対し協議を要請した。協議の結果、今後、各学部長に学部卒の採用人事を進める際は各研究科の教員数も考慮するよう理解を求めるとともに、理事長及び常務理事と大学院関係者との協議の場を設けることとなった。
2023年度末時点	2022年度に引き続き、2023年5月～6月にかけて、常任理事会及び学内理事会において大学基準協会・大学基礎データの様式に準拠して、大学院設置基準上必要となる教員数が確保されているか、確認を行った。あわせて、向こう5年間の研究科別教員数の推移（見込み）を資料としてまとめ、確認することにより、将来的に教員数不足となる恐れがある研究科を未然に把握することに努めた。 また、各学部における教員配置要望の際に、大学院科目担当についても配慮し、配置要望書を作成する		

		<p>など、大学院教員数も意識した手続きを進めることとした。</p>
	2024 年度末時点	<p>2023 年度に引き続き、2024 年 6 月の常任理事会及び学内理事会において大学基準協会・大学基礎データの様式に準拠して、大学院設置基準上必要となる教員数が確保されているか、確認を行った。あわせて、向こう 5 年間の研究科別教員数の推移（見込み）を資料としてまとめ、確認することにより、将来的に教員数不足となる恐れがある研究科を未然に把握することに努めた。</p> <p>また、上記 No. 13 の努力課題に関連して、2023 年 1 月の大学評議会で決定した「教員数の将来計画」を踏まえ、各学部、法務研究科及び短期大学部において策定した教員人事計画案（2025～2034 年度）について、2024 年 6 月に学内理事会より、大学院委員会及び各研究科委員会に対し、大学院各研究科の教員数の維持及び推移等について確認を要請した。大学院委員会及び各研究科委員会における検討結果は、各研究科委員会の回答一覧として取りまとめ、2024 年 8 月の常任理事会で確認し、各学部による教員人事計画案に対する大学院委員会の要望等を把握した。</p> <p>さらには、学部が主体となって実施する教員採用において、「教員配置要望書」に「大学院科目」の担当有無を記載する項目を新設し、大学院担当教員が不足しないよう、採用構想段階から学部と大学院が密に調整するような仕組みを整備した。今後も、こうした取組の継続的な実施により、大学院教員数の管理に努めていく。</p>

No.	種 別	内 容	
15	基準	教育研究等環境	
	努力課題	学内の研究制度（特別研修、短期学術交流、出版助成、特別重点研究助成）による研究成果を研究支援ホームページに公表することにより、学内研究費の配分、研究環境等を含めた研究の状況に関する適切性を点検・評価する仕組みとしている。これらは、研究支援・研究成果の実状を公表することによって学内外者による評価の機会を設け、研究活動の活性化につなげることが期待されると自己点検・評価しているが、研究支援・研究成果の公表内容に対する意見聴取にまでは至っておらず、今後のより一層の充実が望まれる。	
	大学評価後の改善状況	今後の改善の方向性等	公表内容に対する意見を収集すべく、研究支援ホームページの「研究成果」公表シート上に、ご意見等を窓口となる研究支援課メールアドレスまでお送りいただくよう依頼文を掲載する。 なお、寄せられた意見については、必要に応じて研究政策・企画会議または研究委員会等に報告することとする。
		2022年度末時点	「今後の改善の方向性等」に記載の通り、公表内容に対する意見を収集すべく、研究支援ホームページの「研究成果」公表シート上に、ご意見等を窓口となる研究支援課メールアドレスまでお送りいただくよう依頼文を掲載した。2022年度については、学内外から意見が寄せられることはなかった。
		2023年度末時点	前年度に引き続き、研究支援ホームページの「研究成果」公表シート上に、ご意見等を窓口となる研究支援課メールアドレスまでお送りいただくよう依頼文を掲載し、公表内容に対する意見収集を行った。2023年度については、学内外から意見が寄せられることはなかった。 以上の取組により、提言事項に対する対応は完了とするが、今後も公表内容に対する意見収集を継続して行っていく。
2024年度末時点		—	